

杉並区いじめ防止対策推進基本方針 (素案)

平成27年8月
杉並区教育委員会

目次

1	杉並区いじめ防止対策推進基本方針の策定について	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの禁止	1
4	いじめの防止対策の基本的な考え方	1
5	教育委員会におけるいじめ防止等の取組	2
	(1) 日常的な学校支援	2
	ア 教育SAT<スクール アシスト チーム>による支援	
	イ ネットでのいじめやトラブル防止への強化	
	ウ 関係機関との連携による学校支援	
	エ 学校サポートチームの活用	
	オ 教員研修の充実	
	(2) 青少年問題協議会への報告	3
	(3) 未然防止に向けた取組み	3
	ア 「いじめ対応マニュアル」の活用の増進	
	イ 児童・生徒による主体的な活動の支援	
	ウ 人権尊重教育の推進	
	エ 道徳心の推進	
	オ 情報モラル教育の推進	
	カ 保護者・地域との連携の促進	
	(4) 早期発見・早期対応に向けた取組み	4
	ア 電話によるいじめ相談の充実	
	イ 都の「ふれあい月間」における調査の実施	
	ウ スクールカウンセラーによる相談体制の充実	
	エ いじめ相談体制の整備	
	(5) 重大事態への対応	5
	ア 杉並区立学校危機管理対策検討委員会による調査	
	イ カウンセリングの実施による心のケア	
	ウ 迅速かつ適切な調査による事実の究明と再発防止	
6	教育委員会におけるいじめ防止等の取組み	6
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
	(2) いじめ防止のための組織等の設置	
	(3) 学校のいじめ未然防止に向けた取組み	
	(4) 学校のいじめ早期発見に向けた取組み	
	(5) 学校で重大事態が発生した場合の対応	
7	いじめ防止対策の推進に向けて	7
	<参考資料> 杉並区いじめ防止対策推進基本方針の全体図	

1 杉並区いじめ防止対策推進基本方針の策定について

教育委員会及び学校は、家庭・地域・関係機関と連携しつつ、いじめの問題を克服することを目指して、日常的に済美教育センターの教育SAT<スクール アシスト チーム>（以下「教育SAT」という。）による学校支援や、電話によるいじめ相談等の取組みを着実に進めてきた。

杉並区いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、これらの経緯を踏まえ、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び重大事態への対応）のための対策をより一層総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものである。

※教育SAT-「いじめ」等の学校現場の生活指導上の緊急課題や、事故や事件等の安全確保上の緊急対応、中・長期的な課題対応を支援するための専門チームのこと。指導主事、元校長、スクールソーシャルワーカー等で構成。

2 いじめの定義

本基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

4 いじめの防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの児童・生徒にも起こり得るという認識に立ち、教育委員会及び学校は、日常的な未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る必要がある。

（1）いじめを許さない学校をつくる

いじめを生まない、許さない学校へ

いじめが児童・生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす

ものであることを踏まえ、全ての児童・生徒が安心して学習に取り組むことができるよう、いじめを許さないという教員としての意識向上を図るとともに、学校がいじめ問題に組織的に対応できる校内体制を整備する。

(2) 児童・生徒の主体的な行動を促す

いじめ問題について児童・生徒が自ら考え行動する学校へ

児童・生徒のいじめに関する理解を深め、児童・生徒がいじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめの解決に向けて主体的に行動できるように促す。

(3) 家庭・地域・関係機関と連携した取組みを進める

家庭・地域・関係機関との連携による安心な学校へ

いじめが複雑化・多様化する中、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめの問題解決に向けて、社会全体による取組みを進める。

5 教育委員会におけるいじめ防止等の取組み

(1) 日常的な学校への支援

ア 教育SATによる支援

基本方針に基づく本区におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育SATを核として、以下の取組みを行う。

- いじめの防止等のための対策を学校・地域・関係機関と連携して推進する。
- いじめの防止等のための調査や報告を行う。
- いじめの防止等のための学校の対応を支援する。

イ ネットでのいじめやトラブル防止の強化

インターネット上のいじめやトラブルを解決するために、スマートフォン専用アプリケーション（「すぎなみネットでトラブル解決支援システム」）の利用を推進し、児童・生徒がいじめ問題に関する相談をしやすいように環境を整備するとともに、問題解決に向けた支援を行う。

※「すぎなみネットでトラブル解決支援システム」—「メール相談」、「そうだんQ&A」、「いじめやトラブルにあわないために」という、3つの機能をもったスマートフォン専用アプリケーションのこと。

ウ 関係機関との連携による学校支援

教育SAT、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）が、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察、その他の福祉機関や医療機関等との連携により、学校のいじめ対応を支援する。

エ 学校サポートチームの活用

いじめ等の問題行動の解決に向け、学校や子ども家庭支援センター等の関係機関が課題を共有し対応できるように、学校が「学校サポートチーム」を開催し、いじめ等に係る情報共有を行い、連携の強化を図る。また、必要に応じて、警察等との連携を図り、学校サポートチームにおいて指導・助言を行い解決を図る。

※学校サポートチーム—児童・生徒の問題行動への対応に、保護者、地域住民、関係機関と迅速・適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、健全育成を図るための取組みのこと。

オ 教員研修の充実

いじめの発見や対応には専門的な知識が必要であることを踏まえ、いじめ問題に対応する教員の資質・能力の向上を図るための研修を充実する。

(2) 青少年問題協議会との連携

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な推進を図るため、区長の附属機関として設置している「青少年問題協議会」に、いじめの防止等に関する事項を報告し、当該委員からの専門的な知見に立った意見を参考にしつつ、今後の取組みを推進する。

(3) 未然防止に向けた取組み

ア 「いじめ対応マニュアル」の活用の推進

各学校において「いじめ対応マニュアル」を基に、いじめ問題への共通理解を図るとともに、「いじめ発見チェックリスト」等を活用して、児童・生徒がいじめにあっていないかを確認するよう支援する。

イ 児童・生徒による主体的な活動の支援

児童・生徒自らが、いじめについて学び主体的にいじめの防止について考える「中学生生徒会サミット」等の取組みを支援し、児童・生徒の意識及び行動変容を促すとともに、いじめ防止等に向けた実践的態度を養う。

ウ 人権尊重教育の充実

人権尊重の理念に基づき、あらゆる偏見や差別の解消を目指す人権教育を一層推進するために、人権教育研修会を実施し、教員の人権意識を高める。また、人権推進委員会による研究等を推進し、その取組みの成果について学校に普及を図る。

エ 豊かな人間性の涵養

児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、いのちを大切にし、思いやりの心を育むために、各学校で実施する「いのちの教育」の取組や、中学校で実施する「フレンドシップスクール」の活動を支援する。

※フレンドシップスクール—小学校から中学校に進学した生徒が、新たな学習集団や学習環境等、学校生活の変化に対して早期に順応し、その後の充実した中学校生活の基盤を作るために実施するもの。

オ 情報モラル教育の推進

携帯電話・インターネット等でのいじめやトラブル等、その危険性や被害について児童・生徒に正しく理解させるとともに、自ら考え判断し、危険を回避する能力を身に付けさせる活動を関係機関と連携し支援する。

また、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるように、教員の意識の向上を図るとともに、対応力を強化するための研修を実施し、実践例等の情報提供を行う。

カ 保護者・地域等との連携の促進

地域社会全体でいじめ問題について考え、克服していくために、学校・家庭・地域や関係機関等が連携して行う、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室、土曜授業による取組み等を支援する。

(4) 早期発見・早期対応に向けた取組み

ア 電話によるいじめ相談の充実

児童・生徒が安心して相談でき、いじめ問題の悩みや苦しみの解決に向けて学校と連携して対応するために「すぎなみ いじめ電話レスキュー」事業を推進する。

イ 都の「ふれあい月間」を生かしたいじめ調査の実施

6月、11月に実施される都の「ふれあい月間」を活用し、年間2回以上のいじめ調査を実施する。いじめの早期発見・早期対応を図るとともに、未然防止、課題の改善等につながるよう学校の取組みを支援する。

※都の「ふれあい月間」一学校におけるいじめの認知件数及び対応状況について実施される東京都教育委員会による調査のこと。

ウ スクールカウンセラーによる相談体制の充実

いじめをはじめとする児童・生徒及び保護者の悩みを把握し、相談等に応じるとともに、早期発見・早期対応するため、全小中学校に配置したスクールカウンセラーによる面談を実施し、学校全体の組織的な対応を支援する。

エ いじめ相談体制の充実

いじめで悩み、苦しむ児童・生徒やその保護者に対し、早期発見・早期対応を図るために、担当部署への来所による相談及び電話相談等の相談事業を充実させる。

(5) 重大事態への対応

ア 杉並区立学校危機管理対策検討委員会による調査

杉並区立学校危機管理対策検討委員会（以下「対策検討委員会」という。）は、学校において、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として、同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会の会議に報告するものとする。

イ カウンセリングの実施による心のケア

重大事態発生時には、いじめを受けた児童・生徒やその家族に対する心のケアを最優先し、関係機関と連携を図り、スクールカウンセラー、心理士、SSW等を派遣して対応する。

ウ 迅速かつ適切な調査による事実の究明と再発防止

重大事態発生時には、学校の協力を得て迅速かつ適切に調査を実施し、事実を究明する。当該重大事態と同様の事態の再発防止に向けた取組みに対する方針をまとめ、関係機関へ報告・説明する。

6 学校におけるいじめ防止等の取組み

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、本基本方針を参考にし、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。(法第13条)

(2) いじめ防止のための組織等の設置

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を設置する。(法第22条)

(3) 学校のいじめ未然防止に向けた主な取組み

- ア 「中学生生徒会サミット」の取組み等を通して、児童・生徒がいじめは絶対に許されないことを自覚するように促し、いじめを許さない学校づくりを進める。
- イ 道徳教育や人権教育、「いのちの教育」「生き方を学ぶ教育」の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめをしない能力・態度を育成する。
- ウ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質・能力の向上を図る。

(4) 学校のいじめ早期発見に向けた主な取組み

- ア 学校は、各校いじめ防止基本方針及び、「いじめ対応マニュアル」を活用して、いじめの早期発見・早期対応を行い、完全解決に向けて、組織的に保護者や地域、関係機関と連携した取組を進める。
- イ 都の「ふれあい月間」を活用したいじめアンケートの実施、スクールカウンセラーを活用した児童・生徒への個別面談の実施等を通して、いじめの実態を的確に把握する。
- ウ 教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、学校一丸となり組織的に対応する。

(5) 学校で重大事態が発生した場合の主な対応

- ア 重大事態が発生した場合には事実関係を明確にするため、対策検討委員会が調査に協力をする。
- イ 学校は、いじめられた児童・生徒及びいじめの実態を報告してくれた児童・生徒の安全を確保し、組織的な取組みを徹底する。
- ウ 保護者や地域、学校支援本部や学校評議員会等の諸団体、関係機関と連携し、いじめ問題を迅速かつ的確に解決する。

7 いじめ防止対策の推進に向けて

教育委員会及び学校は、いじめ防止対策の推進に向け、本基本方針の趣旨等について、家庭・地域・関係機関への周知に努める。また、本基本方針に基づいた取組みを定期的・継続的に確認し、その結果等に基づき必要に応じて適切な対応を図るものとする。

杉並区いじめ防止対策推進基本方針の全体図

